



### 友達のその勧誘、大丈夫!?

#### 人を紹介するともうかる?



商品やサービスを契約し組織に加入した上で、次は自分が新たに加入者を見つけることにより利益が支払われるしくみを**連鎖販売取引**といいます。**ネットワークビジネス**、**マルチ商法**ともよばれ、人間関係が破たんしたり、借金を背負うといったリスクがあります。



#### マルチ商法とネズミ講の違いは?



マルチ商法は**特定商取引法**により厳しい規制があります。また、ネズミ講は組織に加入した人が後から加入した人の金品を受け取る配当組織で**無限連鎖講の防止に関する法律**で禁止されています。ただし、ネズミ講の疑いがあるマルチ商法もあり、勧誘時にはどちらか判断が難しいケースもあります。



#### クーリング・オフできる?



マルチ商法では契約書面を受け取った日から20日間以内であれば、クーリング・オフできます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても入会してから1年未満で、引き渡されてから90日以内の商品であれば一定の条件で中途解約ができます。



## 京のチェックポイント



# 簡単にもうかる話はありません！

もうけ話の勧誘トークにご用心！



こんな勧誘を受けたら要注意！ はっきりと断りましょう！

- 月収 100 万円も夢じゃない 一緒に協力してやらないか
- 借金はすぐに取り戻せるよ 絶対損はさせないよ
- 人を紹介するだけでもうかるよ
- 法律で認められているビジネスだから大丈夫
- きみの能力を活かせると思ったから誘ったんだ
- 一生で一回しかないチャンス



こんな事例も

他にも高額な投資用 DVD を借金で購入させた後に、人を紹介すればマージンが入ると説明される事例も出ています。この場合も紹介した人との間で金銭トラブルが生じたり人間関係を壊すおそれがあり、マルチ商法と同様の問題が生じてしまいます。

### トラブル回避の三か条

- 一、あやしいと思ったらはっきりNO！  
友人や先輩に勧誘されても、断る勇気を持ちましょう
- 二、安易に借金をしない  
キャッシングやローンは借金です  
安易な借金が多重債務や自己破産につながることも
- 三、困ったときは消費生活センターにすぐ相談  
クーリング・オフ期間が過ぎていても勧誘方法などに問題があれば取消できる場合もあります。諦めないですぐに相談を

不安なときは  
まずお電話を！

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004

高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費者ホットライン 0570-064-370  
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ) 075-257-9002